



## SONY COMPUTER ENTERTAINMENT INC.

1997年6月26日

### 香港にてコピーディスク(海賊盤)等に関する民事訴訟を提起

株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメントは、香港において、家庭用ゲーム機プレイステーション用ゲームソフトのコピーディスクおよびプレイステーション本体の改造品の販売を行っている、ホーキン コマーシャルセンター(モンコック)、オリエンタル188 ショッピングセンター(ワンチャイ)、ゴールデン ショッピングセンター(シャムスイポ)内の9法人に対し、商標権および著作権の侵害に基づき 海賊盤および本体改造品の販売差し止めおよび損害賠償を求めて民事訴訟を提起し、6月25日までに訴状の送達を完了しました。

また、この民事訴訟とは別に、香港税関知的財産調査局は、プレイステーション用ゲームソフトのコピーディスクを販売している法人からコピーディスクを多数押収し、それら法人に対し刑事訴訟を提起しています。当社は、当局の違法行為摘発に向けた こうした活動に対しても、押収品の検品や証人出廷などの協力を行っております。すでに、これら刑事訴訟の結果、違法行為が認められたものに対し 実刑判決が出ております。

当社は、昨年12月に香港、シンガポール、タイ、マレーシアのアジア4地域においてプレイステーションおよびプレイステーション用ゲームソフトの販売を開始しました。以来、知的財産権保護を目的に、プレイステーション用ゲームソフトのコピーディスクおよび本体の改造品への対策を行っております。その一環として、シンガポールにおいても4月、5月の2回にわたり、12法人に対する警察による家宅捜索に立ち会い、現在、押収品の検品作業を進めております。

当社は、今後も継続して、各国の関係当局との協力の下、知的財産権を侵害する行為に対し法的措置を講じてまいります。

以 上